後退用地に関する念書

下記の土地に、建築確認申請及び門・へい等の設置届を提出するに当たり泉崎村建築行為等に係る後退用地に関する要綱第５条第１号イ又は同条第２号の規定に基づきその後退用地の機能保全を図るため、後退用地内には建築物等及び門・へい等を建築しないことを確約いたします。また、第６条の規定に基づき後退線の隣地境界及び曲点に杭を埋設し後退線を明確にいたします。

万一御迷惑の掛かることが生じた場合は、当方の責任において善処することを確約いたします。

年　　月　　日

　　　泉崎村長　　　　　殿

住　所

氏　名

電　話

記

　１　土地の表示　西白河郡泉崎村

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 大字 | 字 | 地番 | 地目 | 幅ｍ | 長さｍ | 後退面積㎡ | 台帳面積㎡ |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　　　　　　　　　　　　　　　計 |  |  |  |  |

　※　上記表によりがたい場合は、別添とする。